# 電気の供給を受ける契約に関する考え方について(案)

# <u>1. 検討の必要性</u>

昨年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、2℃目標を掲げるパリ協定が採択された。我が国はこれを受けて本年 5 月に 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを目標とし、さらに 2050 年には80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を閣議決定した。2014(平成 26)年度における我が国の二酸化炭素排出量のうち、電力部門からの排出量(電気熱配分前の直接排出量)は、全体の約 4 割を占めている。電力は、あらゆる場面においてエネルギーとして使用され、間接的な二酸化炭素排出をもたらし、各排出部門における削減対策の実施にも大きな影響を及ぼすものであり、電力部門における着実な低炭素化、さらには脱炭素化を推進することは、極めて重要な取組である。

また、政府実行計画<sup>1</sup>においては、2030 年度の温室効果ガス排出量を政府全体で 40% 削減することを目標として掲げるとともに、「第四の 2 の(4)小売電気事業者との契約」において「庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る」こととされているところである。このため、国及び独立行政法人等においては、より低炭素な電気を調達するとともに、電気事業者に対しては、より低炭素な電気の供給を促進するための方策を併せて実施することが必要である。

さらに、本年4月から開始された電力小売全面自由化に伴い、これまで規制対象となっていた契約電力50kW未満の低圧区分についても、小売電気事業者を自由に選択することが可能となった。このため、電力小売全面自由化に伴う電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式の具体的運用方法等についての検討が必要である。

# 2. 検討事項に係る考え方

上記1を踏まえ、電気の供給を受ける契約に関し、第1回及び第2回専門委員会に おいて、以下の3つの論点に沿った検討を行った。

- (1) 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用について
- (2) 電力小売全面自由化を踏まえた裾切り設定について
- (3) 小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性について

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画 (平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)

これら論点に係る議論及び第2回専門委員会において提示した各種調査結果等を踏まえ、上記検討事項に係る考え方の案を、以下のとおり取りまとめた。

# (1)低圧受電施設等における環境配慮契約の運用の考え方

国及び独立行政法人等の機関の低圧受電施設等における当面の実態に即した環境 配慮契約の運用等に係る考え方は、以下のとおり。

### ① 低圧受電施設等の状況等

国及び独立行政法人等の機関の低圧受電施設等は、調査により把握した範囲では、施設数は約6,300施設、年間使用電力量の平均は約14,000kWhであり、従前から環境配慮契約の対象であった施設等の予定使用電力量9,499百万kWhを含めた全体の0.9%であり、必ずしも多くはない。

また、現段階の供給実績をみると、小売電気事業者の参入が少ない地域があり、 全国においてあまねく入札参加者が確保できる状況にはないものと考えられる (参考資料2)参照)。

#### ② 環境配慮契約の運用の考え方

現行の基本方針においては、「入札に付する契約」の場合に、環境配慮契約を実施することとされている。原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、**入札に付する場合については、環境配慮契約を実施**するものとする。

他方、低圧受電施設等の大部分は、入札に付す必要がある場合に該当する一定規模の電力調達規模(予定価格が法令又は当該機関の会計規程等に定められた少額随意契約の対象に当たらない場合)に達しない状況にある。しかし、より低炭素な電気を調達する観点からは、環境配慮契約を実施することが重要であり、低圧受電施設等においても、可能な限り環境配慮契約の実施を促す必要があるものと考えられる。このため、調達側・供給側双方の入札手続の簡素化とともに、入札参加者の確保及び入札参加促進等の観点から、ある程度対象となる施設等をまとめて発注することができる場合については、一括発注を行うことが適当と考えられる。

具体的には、ある低圧受電施設の契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等をまとめて環境配慮契約による調達を実施する際に、調達者が考慮すべき具体的な事項等は、次のとおりである。

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設(従量電灯及び低 圧電力)のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
- 複数の施設の契約時期の調整を行い、同一契約期間とすること。また、原則 として契約期間は1年とすること【同一期間】
- 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること

同一地域・同一メニューについては、可能な限り手続を簡素化するために推奨するが、競争性が担保される場合についてはこの限りではない。契約期間については

低圧の電力小売自由化が始まったばかりのこともあり、当該地域において、より低 炭素な小売事業者の参入もあり得るため、原則1年とする。

また、入札に付さない場合にあっても、より低炭素な電気を調達することが重要であることから、調達者は、当該地域に電力を供給していて当該施設に電力を供給可能である小売電気事業者のうち、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合が高い事業者等を選定して見積を徴することで、より低炭素な電気が調達される可能性を増やす対応が求められる。

## (2)電力小売全面自由化を踏まえた裾切り設定の考え方

電力小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気の供給が可能 となったことを受け、公正な競争の確保(原則、複数事業者の参入)の観点とともに、 現状の小売電気事業者の地域的な参入状況も考慮し、電力小売全面自由化を踏まえた 裾切り基準の設定の考え方について検討を行い、以下のとおり考え方を整理した。

#### 〇 地域ごとの裾切り基準の設定の考え方

国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約を締結する場合は、公正な競争を確保しつつ、より低炭素な電気を供給する事業者を選択できるようにすることが重要である。このため、電力小売全面自由化に伴い、入札に当たって二酸化炭素排出係数の低い事業者が全国から広く入札に参加可能な仕組みとして、裾切り基準を一定レベル以上の全国一律の基準として設定することで、より低炭素な電気を供給する事業者にインセンティブを与えることになるものと考えられる。

しかしながら、現段階における電力の供給状況等は、以下のとおりである。

- 地域別(都道府県別)の小売電気事業者の参入状況は、全区分においても地域によって大きな差異がみられること
- 小売電気事業者の託送関連の手続は一般送配電事業者の供給区域ごととなっていること
- 現状では今後の小売電気事業者の参入動向が捉えきれないこと

以上を踏まえ、一定レベル以上の全国一律の裾切り基準を設定することを目指しつつ、<u>当分の間はこれまでと同様、一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断</u>される。ただし、二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促すとともに、安定供給への観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮するものとする。

# (3) 小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性の考え方

今後とも小売電気事業者の市場への参入が見込まれることから、公正な競争及び安 定供給の確保を前提に、国及び独立行政法人等の機関が、より二酸化炭素排出係数の 低い電気事業者と契約を締結するため、入札参加資格を付与する要件や評価方法(安定供給の観点、裾切りの評価項目(必須項目、加点項目)、裾切り基準等を含む)について検討を行い、以下のとおり考え方を整理した。

#### ① 二酸化炭素排出係数

現行の裾切り方式においては、最も重要な評価項目として、二酸化炭素排出係数を位置づけている。政府実行計画に掲げられたとおり、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電気の調達に向けて、その位置づけは、ますます大きくなっているものと考えられる。このため、引き続き二酸化炭素排出係数を裾切りの重要な要素として位置づけるとともに、相応の配点(重み付け)とすることが適当と考えられる。

なお、グリーン電力証書の活用を促進する観点から、「グリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量認証制度」の活用による CO<sub>2</sub> 削減相当量の調整後排出係数への反映について検討を行ったところであるが、別途、電気事業者の排出係数の算出方法に関する議論が行われている段階であることから、その議論を踏まえ、引き続き検討することとした。

## ② 環境への負荷の低減に関する取組

現行の裾切り方式においては、電気事業者の環境への負荷の低減の取組の状況を評価する項目として、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入 状況を採用しているところである。

#### ア) 未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの活用については、地球温暖化対策計画においても、効率的なエネルギーの利用を実現することにより、大きな省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 効果が期待されていることから、その有効利用の観点から引き続き重要な項目と考えられる。本項目は事業者間において取組状況に差異がみられる指標であり、事業者の環境負荷低減に向けた取組を積極的に評価する観点から、適切な役割を果たす指標と考えられる。このため、未利用エネルギーの活用状況を引き続き、裾切り方式の評価項目として設定することが適当と考えられる。

#### イ) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その 導入拡大はエネルギー転換部門の地球温暖化対策に不可欠であり、地球温暖化対策 計画においても最大限の導入を図ることとされている。電気の低炭素化を推し進め るためには、環境配慮契約法においても、引き続きその導入を推進する必要がある。 このため、電気事業者が再生可能エネルギー電源の調達を促進するためのインセン ティブとして、また、自ら再生可能エネルギーの利用を推進する事業者の取組を評 価することが重要と考えられることから、再生可能エネルギーの導入状況を引き続き、裾切り方式の評価項目として設定することが適当と考えられる。

### ③ 他の裾切り方式の評価項目

現行の裾切り方式においては、「オプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができる」こととされており、これまで加点項目として活用されてきた。さらに、「電力の小売営業に関する指針<sup>2</sup>」に示された「望ましい行為」には、環境配慮契約に関連すると考えられる事項として、電源構成の開示(二酸化炭素排出係数を含む)が掲げられている。これらの評価項目については、オプション(加点項目)のみの評価ではなく、必須項目に加える又は入札参加資格の付与のための要件とすることについて検討を行った。

### ア) グリーン電力証書

グリーン電力証書の活用は、再生可能エネルギーの導入促進を図るための重要な手段の一つである。裾切りに設定された項目による評価の結果、入札参加資格を得ることができない小売電気事業者に対し、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を評価して、加点することを可能としているところである。グリーン電力証書の譲渡予定量を評価し、加点項目とすることについては、グリーン電力証書を活用することで入札者の参加の間口を拡げるとともに、グリーン電力証書の活用を通じた再生可能エネルギーの導入促進の観点からも、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

#### イ)需要家への情報提供

低炭素な電気の供給に係る様々な取組に加え、需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(電力デマンド監視による使用電力の見える化、需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス等)について、需要家の省エネルギー・省 $CO_2$ の促進を図る観点から、裾切り方式のオプションとして評価し、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

## ウ)電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

電源構成及び二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)の開示は、電力の小売営業の指針において、望ましい行為として位置づけられているところ。また、需要家への適切な情報提供の観点から、また、調達側が小売電気事業者を選択する場合に重要な項目となること等から、小売電気事業者の環境配慮に係る取組を示す評価項目

-

<sup>2</sup> 経済産業省(平成28年1月制定。同年7月改訂)

として大きな意義があるものと考えられる。このため、適切に<u>電源構成及び二酸化</u> 炭素排出係数を開示している小売電気事業者であって、裾切りにおいて一定の点数 <u>を獲得した事業者に入札参加資格を付与</u>することとする。ただし、新規参入事業者 については、入札参加資格の付与に当たり一定の配慮を行うものとする。

## ④ その他の評価項目

上記以外では、いくつかの地方公共団体の電気の供給を受ける契約において採用されている評価項目の事例として環境マネジメントシステムの認証取得、環境報告書の発行等について検討を行ったところであるが、評価項目及びその内容の確認が困難等であることから、今般の見直しにおいては、裾切り方式の評価項目とはしないこととした。

# 3. 裾切り方式の評価方法(案)

上記2の検討に係る考え方を踏まえ、裾切り方式の評価方法(案)を以下に示す。 以下の①から③の3つの項目を必須項目として、ポイント制により評価し、一定の点 数を上回る事業者に入札参加資格を与える。併せて各必須項目における検討事項を以 下に示す。

また、上記2(3)③ウのとおり、適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示を行っていることを入札参加資格の付与のための要件とする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

裾切り方式において必須とする上記3項目に加え、加点項目として④及び⑤の2項目を評価する。さらに、⑥については、入札参加資格の付与条件とする。

- ④ グリーン電力証書の譲渡予定量
- ⑤ 需要家への情報提供
- ⑥ 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

電力の小売営業に関する指針の「電源構成等の適切な開示の方法」に示され た開示に関する考え方、開示を行う場合の具体例に従い、適切に情報開示を 実施していることを入札参加資格の付与のための要件とする。

# 4. 検討課題

以下の課題については、本年度は必ずしも検討が十分ではない又は結論が得られていない事項であり、来年度も引き続き検討が必要と考えられる。

- ① 環境配慮契約の未実施機関等への対応について
- ② 複数年長期契約に関する対応について

- ③ 小売電気事業者の参入状況を踏まえた全国一律/地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討
- ④ 非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する 検討
- ⑤ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量認証制度による CO<sub>2</sub> 削減相当量の調整後 排出係数への反映に係る検討

上記①及び②については、平成 28 年度の電気の供給を受ける契約の締結実績調査 (平成 29 年 6 月頃まで実施)において、その状況を把握するとともに、来年度対応 方策について検討するものとする。未実施の理由として「特別な契約等により安価な 契約が可能」としている場合について、環境配慮契約法第3条において、「経済性に 留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない」とされ ていることから、経済性に留意した環境配慮契約のあり方を踏まえて、対応方策を検討するものである。

上記③の小売電気事業者の参入状況を踏まえた全国一律/地域ごとの裾切り基準の設定については、今後の小売電気事業者の参入動向を踏まえ、引き続き検討するものとする。

上記④の再生可能エネルギーの評価については、非化石価値取引市場の創設等に係る議論<sup>3</sup>を踏まえ、引き続き検討するものとする。

上記⑤のグリーン電力・熱証書の調整後排出係数への反映の取扱いについては、電気事業者の排出係数の算出方法を検討している「温対法に基づく事業者別排出係数の 算出方法等に係る検討会」の議論を踏まえ、その取扱いを検討していくこととする。

また、総合評価落札方式の導入に係る検討(最適な導入条件・時期、評価方式、評価項目、評価点等)については、本専門委員会における議論、環境配慮契約法基本方針検討会における議論等を踏まえ、引き続き検討を実施するものとする。

\_

<sup>3</sup> 政総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会